

# 酪農学園大学短期大学部同窓会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は酪農学園大学部、酪農学園短期大学、北海道文理科短期大学、酪農学園大学短期大学部（以下これらを短期大学部という）同窓会と称し、事務局を酪農学園同窓生会館に置く。

第2条 本会は、短期大学部の同窓生を以って組織する。

第3条 本会は会員相互の親睦と融和に務め、建学の精神を広く社会に啓蒙すると共に、郷土の発展と人類の福祉に貢献し、自らも本学の発展に寄与する事を目的とする。

## 第2章 事 業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の交流と親睦。
- (2) 会員の社会貢献とその活動。
- (3) 会員の名簿管理と発行。
- (4) 本学の建学精神の啓蒙と実践活動。
- (5) その他本会の目的を達成するため必要と認めた事項。

## 第3章 会 員

第5条 本会の正会員（以下会員という）と賛助会員を以って構成し、また役員の承認を得て顧問を置くことができる。

- (1) 正 会 員 短期大学部卒業生
- (2) 賛助会員 酪農学園の教職員で、本会の趣旨に賛同し本会の承認を得た者とする。
- (3) 顧 問 会長が委嘱しその諮問に応じ意見を述べることができる。

第6条 本会の会員は第15条の規定に基づき会費を納入しなければならない。

## 第4章 役 員・組 織

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長4名 各期代表委員 幹事若干名  
監事3名

第8条 地域活動の円滑を図るため支部を置く事ができる。

第9条 役員の選出及び任期は次に掲げる事項による。

- (1) 会長、副会長は各学科同窓会代表委員会の互選とし、幹事は各学科より選出する。
- (2) 会長、副会長および役員「幹事、監事」の任期は2年とする、但し再選を妨げない。

## 第5章 機 関・運 営

第10条 本会の組織及び運営は次の通りとする

- (1) 本会の総会は代表委員会を以って行ない、最高決議機関とする。
- (2) 幹事会は本会の運営、財政、事業活動を審議検討しその指針を提言することができる。
- (3) 総会は毎年1回会長が召集し、議事運営にあたる。
- (4) 会長は本会を代表し、会長に事故のあるときは副会長がその職務を代行する。

第11条 総会で議決しなければならない事項は次の通りとする。ただし決議は出席の2分の1以上の賛同を得なければならない。

- (1) 会則及び規定の改定、変更に関する事項。
- (2) 役員を選出に関する事項。
- (3) 事業計画並びに予算、決算に関する事項。
- (4) その他本会の運営に関する重要事項。

第12条 監事は総会において選出する。

第13条 監事の職務は次の通りとする。

- (1) 本会の会計及び財政の状況を監査する。
- (2) 本会の業務の状況を監査する。

## 第6章 会 計

第14条 本会の経費は会費及び寄附金、その他の収入を以って充てる。

第15条 本会の会費は短期大学部卒業生が、終身会費として年度当初に納めなければならない。

第16条 本会の会費納入は特別な理由のない限り拒む事ができない。

第17条 会費の額は総会において定める。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 附 則

第19条 本会則は昭和48年3月23日より施行する。

昭和58年3月14日 改正  
昭和60年3月16日 改正  
平成 3年3月15日 改正  
平成 7年3月16日 改正  
平成11年3月15日 改正  
平成20年5月15日 改正